

# 消費税コード反映先

[課税標準額等の内訳書](#)

[付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般）](#)

[付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般）](#)

[付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表\(一般\)](#)

[付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表\(一般\)](#)

[付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表\(簡易\)](#)

[付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表\(簡易\)](#)

[付表5-1 控除対象仕入税額の計算表\(簡易\)](#)

[付表5-2 控除対象仕入税額の計算表\(簡易\)](#)

[課税資産の譲渡等の対価の額の計算表\[軽減売上割合\(10営業日\)を使用する課税期間用\]\(売上区分用\)](#)

[課税資産の譲渡等の対価の額の計算表\[小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用\]\(売上区分用\)](#)

[課税仕入れ等の税額の計算表\[小売等軽減売上割合を使用する課税期間用\]\(仕入区分用\)](#)

[消費税の還付申告に関する明細書 1～2（法人用）](#)

[消費税の還付申告に関する明細書 3～4（法人用）](#)

[消費税の還付申告に関する明細書 1～2（個人事業者用）](#)

[消費税の還付申告に関する明細書 3～4（個人事業者用）](#)

# 課税標準額等の内訳書

納税地	【初期設定】-【基本設定】の住所
名称または屋号	【初期設定】-【基本設定】の会社名
代表者氏名	【消費税】-【課税方式設定】 納税者・付記事項タブの代表者氏名

自 令和 年 月 日

## 課税期間分の消費税及び地方消費税 の( )申告書

中間申告  
の場合の  
対象期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税標準額	①	
-------	---	--

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 %適用分	②	
	4 %適用分	③	
	6.3 %適用分	④	
	6.24%適用分	⑤	
	7.8 %適用分	⑥	
		⑦	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	6.3 %適用分	⑧	
	7.8 %適用分	⑨	
		⑩	

消費税額	⑪		
⑪の内訳	3 %適用分	⑫	
	4 %適用分	⑬	
	6.3 %適用分	⑭	
	6.24%適用分	⑮	
	7.8 %適用分	⑯	

返還等対価に係る税額	⑰		
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳		
地方消費税の課税標準となる消費税額	4 %適用分	㉑	
	6.3 %適用分	㉒	
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

		課税期間	氏名又は名称			
区 分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額		①		$(110+610) \times 100/110$		
1 の 内 訳	課税資産の譲渡 等の対価の額	① 1		$(110+610) \times 100/110$		
	特定課税仕入れ に係る支払対価 の額	① 2		551+552+553		
消費税額		②				
控除過大額		③				
控 除 税 額	控除対象 仕入税額	④				
	返還等対価 に係る税額	⑤		$(310+630) \times 7.8/110$		
	⑤ の 内 訳	売上の返還等 対価に係る税 額	⑤ 1		$(310+630) \times 7.8/110$	
		特定課税仕入 れの返還等対 価に係る税額	⑤ 2		$(581+582+583) \times 7.8/100$	
	貸倒れに 係る税額	⑥		$(410+640) \times 7.8/110$		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧				
差引税額 (②+③-⑦)		⑨				
合計差引税額 (⑨-⑧)		⑩				
地 方 と 消 費 税 の 費 課 税 額 標 準	控除不足 還付税額	⑪				
	差引税額	⑫				
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬				
譲 渡 割 額	還付額	⑭				
	納税額	⑮				
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯				

※1 簡易課税用の消費税コード(111~116、311~316、611~616、631~636)が使われている場合は、原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)へ置き換えて集計されます。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

		課税期間	氏名又は名称			
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 × (A+B+C)	
課税標準額		①		(110+610) × 100/108		
1 の 内 訳	課税資産の譲渡 等の対価の額	① 1		(110+610) × 100/108		
	特定課税仕入れ に係る支払対価 の額	① 2		551+552+553		
消費税額		②				
控除過大額		③				
控 除 税 額	控除対象 仕入税額	④				
	返還等対価 に係る税額	⑤		(310+630) × 6.3/108		
	⑤ の 内 訳	売上の返還等 対価に係る税 額	⑤ 1		(310+630) × 6.3/108	
		特定課税仕入 れの返還等対 価に係る税額	⑤ 2		(581+582+583) × 6.3/100	
	貸倒れに 係る税額	⑥		(410+640) × 6.3/108		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧				
差引税額 (②+③-⑦)		⑨				
合計差引税額 (⑨-⑧)		⑩				
地 方 と 消 費 税 の 費 課 税 額 標 準	控除不足 還付税額	⑪				
	差引税額	⑫				
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬				
譲 渡 割 額	還付額	⑭				
	納税額	⑮				
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯				

※1 簡易課税用の消費税コード(111~116、311~316、611~616、631~636)が使われている場合は、原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)へ置き換えて集計されます。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	氏名又は名称		
項	目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
	課税売上額（税抜き）	①		(110+610-310-630) ×100/110	
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
	非課税売上額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			
	課税売上割合（④/⑦）	⑧			
	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨		511+512+513-561- 562-563+711+712+ 713-761-762-763	
	課税仕入れに係る消費税額	⑩			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪		551+552+553-581- 582-583	
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			
	課税貨物に係る消費税額	⑬		(521+522+523- 571-572-573) ×7.8/110+ (721+722+723- 771-772-773) × 7.8/10+(724+725+ 726-774-775-776)	
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった 場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭		(531+532+533+731 + 732+733)×7.8/110	
	課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯			
課税5税95 売億売% 上円上未 高超割満 が又合の はが場 合	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		(511+711-561- 761)	
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げ に	⑱		(512+712-562- 762)	
	個別対応方式により控除する課税仕入 れ	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入 れ等の税額（⑮×④/⑦）	⑳			
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑		課税方式設定の 手入力値が反映	
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒		課税方式設定の 手入力値が反映	
差 引	控除対象仕入税額 [ (⑯、⑰又は⑱の金額) ±㉑±㉒ ] がプラスの時	㉓			
	控除過大調整税額 [ (⑯、⑰又は⑱の金額) ±㉑±㉒ ] がマイナスの時	㉔			
	貸倒回収に係る消費税額	㉕		(210+620) × 7.8/110	

※ 簡易課税用の消費税コード(111～116、311～316、611～616、631～636)が使われている場合は、原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)へ置き換えて集計されます。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	氏名又は名称		
項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 × (A+B+C)
	課税売上額（税抜き）	①		(110+610-310-630) × 100/108	
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
	非課税売上額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			
	課税売上割合（④/⑦）	⑧			
	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨		511+512+513-561- 562-563+711+712+ 713-761-762-763	
	課税仕入れに係る消費税額	⑩			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪		551+552+553-581- 582-583	
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			
	課税貨物に係る消費税額	⑬		(521+522+523- 571-572-573) × 6.3/108+ (721+722+723- 771-772-773) × 6.3/8+(724+725+ 726-774-775-776)	
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった 場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭		(531+532+533+731 + 732+733) × 6.3/108	
	課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯			
課税5% 売上未 高超過 が又合 はが場 合	個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		(511+711-561- 761)	
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱		(512+712-562- 762)	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [⑰+ (⑱×④/⑦)]	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳			
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑		課税方式設定の 手入力値が反映	
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒		課税方式設定の 手入力値が反映	
差 引	控除対象仕入税額 [ (⑯、⑲又は⑳の金額) ±㉑±㉒ ] がプラスの時	㉓			
	控除過大調整税額 [ (⑯、⑲又は⑳の金額) ±㉑±㉒ ] がマイナスの時	㉔			
	貸倒回収に係る消費税額	㉕		(210+620) × 6.3/108	

※ 簡易課税用の消費税コード(111～116、311～316、611～616、631～636)が使われている場合は、原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)へ置き換えて集計されます。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

		課税期間	氏名又は名称		
区 分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額	①			$(111+112+113+114+115+116+611+612+613+614+615+616) \times 100/110$	
課税資産の譲渡等の 対価の額	①・ 1				
消 費 税 額	②				
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	③			$(210+620) \times 7.8/110$	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④			
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤		$(311+312+313+314+315+316+631+632+633+634+635+636) \times 7.8/110$	
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥		$(410+640) \times 7.8/110$	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧			
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨			
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)		⑩			
地 課 税 方 標 準 消 と な る 消 費 税 の 額	控 除 不 足 還 付 税 額	⑪			
	差 引 税 額	⑫			
	合 計 差 引 税 額 (⑫-⑪)	⑬			
譲 渡 割 額	還 付 額	⑭			
	納 税 額	⑮			
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)		⑯			

※1 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、簡易課税第4種用の消費税コード(114、314、616、634)へ置き換えて集計されます。

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

		課税期間	氏名又は名称		
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 × (A+B+C)
課税標準額	①			$(111+112+113+114+115+116+611+612+613+614+615+616) \times 100/108$	
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1				
消費税額	②				
貸倒回収に係る消費税額	③			$(210+620) \times 6.3/108$	
控除税額	控除対象仕入税額	④			
	返還等対価に係る税額	⑤		$(311+312+313+314+315+316+631+632+633+634+635+636) \times 6.3/108$	
	貸倒れに係る税額	⑥		$(410+640) \times 6.3/108$	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧			
差引税額 (②+③-⑦)		⑨			
合計差引税額 (⑨-⑧)		⑩			
地課税方標準消費税の額	控除不足還付税額	⑪			
	差引税額	⑫			
	合計差引税額 (⑫-⑪)	⑬			
譲渡割額	還付額	⑭			
	納税額	⑮			
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯			

※1 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、簡易課税第4種用の消費税コード(114、314、616、634)へ置き換えて集計されます。

付表5-1 控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間		氏名又は名称	
------	--	--------	--

## I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項	目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に対する消費税額	①				
貸倒回収に係る消費税額	②				
売上対価の返還等に係る消費税額	③				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)	④				

## II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項	目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	⑤				

## III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

## (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項	目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額	⑥				
第一種事業 (卸売業)	⑦			$(111+611-311-631) \times 100/110$	
第二種事業 (小売業)	⑧			$(112+612-312-632) \times 100/110$	
第三種事業 (製造業等)	⑨			$(113+613-313-633) \times 100/110$	
第四種事業 (その他)	⑩			$(114+614-314-634) \times 100/110$	
第五種事業 (サービス業等)	⑪			$(115+615-315-635) \times 100/110$	
第六種事業 (不動産業)	⑫			$(116+616-316-636) \times 100/110$	

## (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項	目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額	⑬				
第一種事業 (卸売業)	⑭			$7 \times 7.8/100$	
第二種事業 (小売業)	⑮			$8 \times 7.8/100$	
第三種事業 (製造業等)	⑯			$9 \times 7.8/100$	
第四種事業 (その他)	⑰			$10 \times 7.8/100$	
第五種事業 (サービス業等)	⑱			$11 \times 7.8/100$	
第六種事業 (不動産業)	⑲			$12 \times 7.8/100$	

※1 貸倒回収に係る消費税額(2欄)、及び売上対価の返還等に係る消費税額(3欄)がいずれも0の場合、簡便法を使用します。

※2 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、第4種の簡易課税用消費税コード(114、314、614、634)へ置き換えて集計されます。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④×みなし仕入率 (14)×90%+(15)×80%+(16)×70%+(17)×60%+(18)×50%+(19)×40%/13	20			

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
(7F/6F・8F/6F・9F/6F・10F/6F・11F/6F・12F/6F)≥75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	21			

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (7F+8F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)-(14)×80%/13	22		
第一種事業及び第三種事業 (7F+9F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)-(14)×70%/13	23		
第一種事業及び第四種事業 (7F+10F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)-(14)×60%/13	24		
第一種事業及び第五種事業 (7F+11F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)-(14)×50%/13	25		
第一種事業及び第六種事業 (7F+12F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)-(14)×40%/13	26		
第二種事業及び第三種事業 (8F+9F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)-(15)×70%/13	27		
第二種事業及び第四種事業 (8F+10F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)-(15)×60%/13	28		
第二種事業及び第五種事業 (8F+11F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)-(15)×50%/13	29		
第二種事業及び第六種事業 (8F+12F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)-(15)×40%/13	30		
第三種事業及び第四種事業 (9F+10F)/6F≥75%	④×(16)×70%+(13)-(16)×60%/13	31		
第三種事業及び第五種事業 (9F+11F)/6F≥75%	④×(16)×70%+(13)-(16)×50%/13	32		
第三種事業及び第六種事業 (9F+12F)/6F≥75%	④×(16)×70%+(13)-(16)×40%/13	33		
第四種事業及び第五種事業 (10F+11F)/6F≥75%	④×(17)×60%+(13)-(17)×50%/13	34		
第四種事業及び第六種事業 (10F+12F)/6F≥75%	④×(17)×60%+(13)-(17)×40%/13	35		
第五種事業及び第六種事業 (11F+12F)/6F≥75%	④×(18)×50%+(13)-(18)×40%/13	36		

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(20~36)の内から選択した金額	37			

※1 貸倒回収に係る消費税額(2欄)、及び売上対価の返還等に係る消費税額(3欄)がいずれも0の場合、簡便法を使用します。

※2 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、第4種の簡易課税用消費税コード(114、314、614、634)へ置き換えて集計されます。

付表5-2 控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間		氏名又は名称	
------	--	--------	--

## I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	①				
貸倒回収に係る消費税額	②				
売上対価の返還等に係る消費税額	③				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)	④				

## II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	⑤				

## III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

## (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	⑥				
第一種事業 (卸売業)	⑦			$(111+611-311-631) \times 100/108$	
第二種事業 (小売業)	⑧			$(112+612-312-632) \times 100/108$	
第三種事業 (製造業等)	⑨			$(113+613-313-633) \times 100/108$	
第四種事業 (その他)	⑩			$(114+614-314-634) \times 100/108$	
第五種事業 (サービス業等)	⑪			$(115+615-315-635) \times 100/108$	
第六種事業 (不動産業)	⑫			$(116+616-316-636) \times 100/108$	

## (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	⑬				
第一種事業 (卸売業)	⑭			$7 \times 6.3/100$	
第二種事業 (小売業)	⑮			$8 \times 6.3/100$	
第三種事業 (製造業等)	⑯			$9 \times 6.3/100$	
第四種事業 (その他)	⑰			$10 \times 6.3/100$	
第五種事業 (サービス業等)	⑱			$11 \times 6.3/100$	
第六種事業 (不動産業)	⑲			$12 \times 6.3/100$	

※1 貸倒回収に係る消費税額(2欄)、及び売上対価の返還等に係る消費税額(3欄)がいずれも0の場合、簡便法を使用します。

※2 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、第4種の簡易課税用消費税コード(114、314、614、634)へ置き換えて集計されます。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計× (A+B+C)
④×みなし仕入率 (14)×90%+(15)×80%+(16)×70%+(17)×60%+(18)× 50%+(19)×40%/13	20			

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計× (A+B+C)
(7F/6F・8F/6F・9F/6F・10F/6F・11F/6F・12F/6F)≥75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・ 40%)	21			

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計× (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (7F+8F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)- (14)×80%/13	22		
第一種事業及び第三種事業 (7F+9F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)- (14)×70%/13	23		
第一種事業及び第四種事業 (7F+10F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)- (14)×60%/13	24		
第一種事業及び第五種事業 (7F+11F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)- (14)×50%/13	25		
第一種事業及び第六種事業 (7F+12F)/6F≥75%	④×(14)×90%+(13)- (14)×40%/13	26		
第二種事業及び第三種事業 (8F+9F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)- (15)×70%/13	27		
第二種事業及び第四種事業 (8F+10F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)- (15)×60%/13	28		
第二種事業及び第五種事業 (8F+11F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)- (15)×50%/13	29		
第二種事業及び第六種事業 (8F+12F)/6F≥75%	④×(15)×80%+(13)- (15)×40%/13	30		
第三種事業及び第四種事業 (9F+10F)/6F≥75%	④×(16)×70%+(13)- (16)×60%/13	31		
第三種事業及び第五種事業 (9F+11F)/6F≥75%	④×(16)×70%+(13)- (16)×50%/13	32		
第三種事業及び第六種事業 (9F+12F)/6F≥75%	④×(16)×70%+(13)- (16)×40%/13	33		
第四種事業及び第五種事業 (10F+11F)/6F≥75%	④×(17)×60%+(13)- (17)×50%/13	34		
第四種事業及び第六種事業 (10F+12F)/6F≥75%	④×(17)×60%+(13)- (17)×40%/13	35		
第五種事業及び第六種事業 (11F+12F)/6F≥75%	④×(18)×50%+(13)- (18)×40%/13	36		

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計× (A+B+C)
選択可能な計算式区分(20~36) の中から選択した金額	37			

※1 貸倒回収に係る消費税額(2欄)、及び売上対価の返還等に係る消費税額(3欄)がいずれも0の場合、簡便法を使用します。

※2 原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)が使われている場合は、第4種の簡易課税用消費税コード(114、314、614、634)へ置き換えて集計されます。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用]

売上区分用

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算				
		( )	( )	( )	合計	
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	①	手入力			
	通常の事業を行う連続する10営業日	②	年 月 日 (自) . . . (至) . . .	年 月 日 (自) . . . (至) . . .	年 月 日 (自) . . . (至) . . .	
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	③	手入力			
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み)	④	手入力			
	軽減売上割合 (④/③)	⑤				
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①×④/③)×100/108)	⑥				
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ((①-(①×④/③))×100/110)	⑦				

課税資産の譲渡等における	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑧	手入力
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑨	手入力

全課税資産における	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計+⑧)	⑩	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦+合計+⑨)	⑪	

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用]

売上区分用

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算			
		( )	( )	合計	
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	①	手入力		
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 × 110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は × 108/100)	②	手入力		
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	③	手入力		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③)	④			
	④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するものの金額(税込み)	⑤	手入力		
	小売等軽減仕入割合 (⑤/④)	⑥			
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦	手入力		
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦ × ⑤/④ × 100/108)	⑧			
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦ - (⑦ × ⑤/④)) × 100/110	⑨			

卸の売事業及び小売業に係る課税取引以外	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑩	手入力		
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪	手入力		

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩)	⑫			
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬			

課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を使用する課税期間用]

仕入区分用

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算			
		( )	( )	合計	
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	①	手入力		
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	②	手入力		
	小売等軽減売上割合 (②/①)	③			
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④	手入力		
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込取引価額	⑤	手入力		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (④+⑤)	⑥			
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額 (⑥×②/①×6.24/108)	⑦			
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)税額 (⑥-(⑥×②/①))×7.8/110)	⑧			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑨	税率6.24%適用分		税率7.8%適用分	
		手入力	⑩	手入力	

		税率6.24%適用分 イ	税率7.8%適用分 ロ
卸売業及び小売業以外の事業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪	手入力
	課税仕入れに係る消費税額	⑫	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	手入力
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	
	課税貨物に係る消費税額	⑮	手入力
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	手入力
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	⑱	

全事業に係る課税取引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(6.24%適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨+⑰)	⑲	
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(7.8%適用分)の税額の合計額 (⑧合計±⑩+⑱)	⑳	



### 3 課税仕入れに係る事項

#### (1) 仕入金額等の明細

単位:千円

区 分		① 決算額 (税込・税抜)	② ①のうち 課税仕入れに ならないもの	(①-②) 課税仕入高
損益科目	商品仕入高等	① 仕入、仕入値引、製造原価の 決算額	540、810、910の合計額	円
	販売費・一般管理費	② 販売費・一般管理費の決算額		
	営業外費用	③ 営業外費用の決算額		
	その他	④ 特別損失の決算額		
	小 計	⑤		
区 分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② ①のうち 課税仕入れに ならないもの	(①-②) 課税仕入高
資産科目	固定資産	⑥ 有形固定資産・無形固定資産 の借方発生額	540、810、910の合計額	
	繰延資産	⑦ 繰延資産の借方発生額		
	その他	⑧		
	小 計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩ ⑤+⑨の金額に対する消費税額		

#### (2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込・税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	・ ・	円		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

#### (3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位:千円

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込・税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

#### 4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

※ 「3の(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得」、「3の(3) 主な固定資産等の取得」及び「4 当課税期間中の特殊事情」は画面クリック後に表示される画面で入力した情報が表示されます。

# 消費税の還付申告に関する明細書 (個人事業者用)

課税期間	. . . ~ . . .
------	---------------

住 所	【初期設定】-【基本設定】の住所
氏 名	【消費税】-【課税方式設定】 納税者・付記事項タブの代表者氏名

## 1 還付申告となった主な理由 (該当する事項に○印を付してください。)

輸出等の免税取引の割合が高い	その他 [ ]
設備投資(高額な固定資産の購入等)	

## 2 課税売上げ等に係る事項

### (1) 主な課税資産の譲渡等 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資 産 の 種 類 等	譲 渡 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込・税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	. .	円		
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、譲渡年月日等欄には「継続」と記載してください。輸出取引等は(2)に記載してください。

### (2) 主な輸出取引等の明細 (取引金額総額の上位5番目まで記載してください。)

取 引 先 の 氏 名 (名)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)	取 引 金 額	主 な 取 引 商 品 等	所 轄 税 関 ( 支 署 ) 名	
		円			
輸 出 取 引 等 に 利 用 す る	主 な 金 融 機 関	銀 行 金 庫 ・ 組 合		本 店 ・ 支 店 出 張 所 本 所 ・ 支 所	
		預 金	口 座 番 号		
	主 な 通 関 業 者	氏 名 ( 名 称 )			
		住 所 ( 所 在 地 )			

※ 「1 還付申告となった主な理由」、「2 課税売上げ等に係る事項」は画面クリック後に表示される入力画面で入力した情報が表示されます。

### 3 課税仕入れに係る事項

#### (1) 仕入金額等の明細

区 分		① 決算額 (税込・税抜)	② 左のうち課税仕入れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
事業所得	仕入金額 (製品製造原価)	① 仕入、仕入値引、製造原価の 決算額	540、810、910の合計額	円
	必要経費	② 販売費・一般管理費の決算額		
	固定資産等の 取得価額	③ 有形固定資産・無形固定資産 の借方発生額		
	小 計 (①+②+③)	④		
不動産所得	必要経費	⑤ 販売費・一般管理費の決算額	540、810、910の合計額	
	固定資産等の 取得価額	⑥ 有形固定資産・無形固定資産 の借方発生額		
	小 計 (⑤+⑥)	⑦		
所得	仕入金額	⑧		
	必要経費	⑨		
	固定資産等の 取得価額	⑩		
	小 計 (⑧+⑨+⑩)	⑪		
課税仕入高の合計額		⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。	
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額	

#### (2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込・税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	. .	円		
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

#### (3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込・税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	. .	円		
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

#### 4 平成 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

※ 「3の(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得」、「3の(3) 主な固定資産等の取得」及び「4 平成 年中の特殊事情」は画面クリック後に表示される画面で入力した情報が表示されます。